(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号及び二百三十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡興部町字沙留五八八番一地内	前	三六・〇九～三六・三一メートル	〇・〇八五キロメートル
	後	三一・八〇～三六・三一メートル	〇・〇八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道雨竜郡沼田町字北竜二一二番一三〇から同町字沼田一一〇番七八まで	前	八・八五～三〇・九八メートル	〇・五五五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	八・八五～三〇・九八メートル	〇・五五五キロメートル	
	後 B	一一・四七～三〇・八三メートル	〇・五六一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道標津郡標津町字忠類一一四九番一から同町字忠類一八番三まで	前	一二・〇〇～三四・〇〇メートル	一・一六七キロメートル
	後	一九・〇〇～二五・三九メートル	一・一六七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十一日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道二百二十八号	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子五七六番一から同町字木ノ子五三八番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
一般国道二百二十九号及び二百七十六号	北海道寿都郡寿都町字歌棄町種前四番一から同町字歌棄町種前一〇三番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道寿都郡寿都町字歌棄町種前一〇三番八から同町字歌棄町有戸二三九番一まで	〃
〃	北海道寿都郡寿都町字歌棄町有戸二三九番一地内	〃
一般国道三百三十五号	北海道標津郡標津町字忠類一二番七三地先内	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	北海道石狩郡当別町川下三二番一地先から同町ビトエ一八八七番三二七まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	札幌市北区あいの里四条一〇丁目一番から同市北区あいの里四条九丁目一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十七年十月二十一日

○沖縄総合事務局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十一日

沖縄総合事務局長　久保田　治

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年沖縄総合事務局告示第五号那覇広域都市計画道路事業三・二・四号那覇内環状線
三　事業施行期間　自平成二十四年二月十五日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十四年沖縄総合事務局告示第五号のうち沖縄県那覇市壺川二丁目、古波蔵三丁目及び鏡原町地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

紀の川水系紀の川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項に基づき除却した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有するものに対し、当該工作物を返還するため、河川法第75条第５項に基づき、公示する。

平成27年10月21日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　保管した工作物の名称及び数量　船舶２隻
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　和歌山県和歌山市宇治鉄砲場地先の紀の川水系紀の川河川敷
(2)　当該工作物を除却した日　平成27年９月16日
3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成27年９月16日
(2)　保管の場所　和歌山県和歌山市中地先
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　和歌山県和歌山市西汀丁16番国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所河川占用調整課　電話073―424―2471